



# 東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙

**投票日**  
**7月31日(日)**  
午前7時～午後8時



【告示日】東京都知事選挙：7月14日(木) 東京都議会議員補欠選挙：7月22日(金)

東京の未来をつくる、大切な選挙です。都政にあなたの声を届けましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)☎(5273)3740・FAX(5273)5230

### ◆投票できる方◆

次の要件を満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、新宿区で投票できます。

- (1)平成10年8月1日までに生まれた日本国民であること
  - (2)平成28年4月21日までに、新宿区へ転入の届け出をしていること(注1)
  - (3)平成28年7月21日まで、引き続き新宿区に住居登録があること
- (注1)東京都知事選挙の期日前投票は、転入届出日より期日前投票ができる期間が変わります。転入届出日が「平成28年4月13日以前」の方は7月15日(金)から、転入届出日が「平成28年4月14日～4月21日」の方は7月21日(木)から期日前投票をすることができます。

#### ●都内の区市町村から転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。(注2)

- (1)平成10年8月1日までに生まれた日本国民であること
- (2)前住所地が都内であること(住所移転は1回に限ります)
- (3)平成28年4月22日以降に、新宿区へ転入の届け出をしていること
- (4)前住所地に選挙人名簿登録があること

(注2)前住所地で投票する場合、新宿区で発行する「選挙用住民票」(無料)が必要です。新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)で発行します。

#### ●都外の区市町村から転入してきた方

平成28年4月22日以降に都外から新宿区に転入の届け出をした方は、東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙の投票はできません。

#### ●都内に転出した方・する方

##### (1)平成28年4月22日以降に転出の方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。(注3)

##### (2)平成28年3月31日～平成28年4月21日の間に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

②新住所地で選挙人名簿に登録されない方で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区で投票できます。(注3)

##### (3)平成28年3月30日以前に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

②新住所地で選挙人名簿登録に登録されない方で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出してから4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。(注3)

(注3)新宿区で投票する場合、新住所地で発行する「選挙用住民票」(無料)が必要です。新住所地の住民票取扱窓口で交付を受けてください。

#### ●都外に転出した方・する方

平成28年7月14日までに都外へ転出した方は、東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙の投票はできません。ただし、平成28年7月15日以降に都外へ転出する方は、転出する日までの間、東京都知事選挙(平成28年7月23日以降は東京都議会議員補欠選挙も)の期日前投票をすることができます。

#### ●新宿区内で転居した方

6月30日(木)までに転居の届け出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。

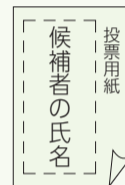
7月1日(金)以降に転居の届け出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。

#### ●投票所整理券

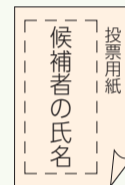
7月14日(木)ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

### ◆投票の方法◆

投票所での投票は、「東京都知事選挙(うぐいす色)」「東京都議会議員補欠選挙(オレンジ色)」の順に行います。いずれの投票も、投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。



東京都知事選挙



東京都議会議員補欠選挙

### ◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。期日前投票ができる場所・期間は表1・表2のとおりです。

時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

東京都知事選挙は7月15日(金)から、東京都議会議員補欠選挙は7月23日(土)から期日前投票ができます。

#### ●表1 期日前投票所名等

期日前投票所名	所在地
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1
四谷特別出張所	内藤町87
笹塚特別出張所	笹塚町15
榎町特別出張所	早稲田町85
若松町特別出張所	若松町12-6
大久保特別出張所	大久保2-12-7
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1
落合第一特別出張所	下落合4-6-7
落合第二特別出張所	中落合4-17-13
柏木特別出張所	北新宿2-3-7
角筈特別出張所	西新宿4-33-7

#### ●表2 期日前投票のできる期間

	7月15日(金)～22日(金)	7月23日(土)	7月24日(日)～30日(土)
東京都知事選挙	区役所第一分庁舎のみ		区役所第一分庁舎
東京都議会議員補欠選挙	投票できません	区役所第一分庁舎のみ	区役所第一分庁舎及び各特別出張所

#### ○持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。印鑑は不要です。

#### ○投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備え付けている「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

#### ○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でも投票することができます。ただし、投票日当日(7月31日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

#### ○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。裏面の「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。